平成24年6月13日告示第37号

(趣旨)

第1条 この要綱は、山北町地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)の設置、組織及び 運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、町民の生活に必要な輸送の 確保その他公共交通の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要とな る事項を協議するため、交通会議を設置する。

(協議事項)

- 第3条 交通会議は、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 町内におけるバス等地域公共交通のあり方に関すること。
 - (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。
 - (3) 町が運営する有償運送の必要性及び利用者から収受する対価に関すること。
 - (4) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認めること。

(組織)

- 第4条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
 - (1) 町民又は利用者の代表
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) 関東運輸局神奈川運輸支局
 - (4) 神奈川県の関係行政機関
 - (5) 一般乗合旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体の代表者
 - (6) 副町長及び町長が必要と認めた職員
 - (7) 前各号に掲げる者のほか、町長が交通会議の運営上必要と認めた者

(任期)

- 第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

- 第6条 交通会議に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 交通会議は、必要に応じて、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 交通会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 交通会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 交通会議は、原則として公開する。

(関係者の出席)

第8条 交通会議は、必要に応じ、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。 (協議結果の取扱い)

第9条 交通会議において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項 の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第10条 交通会議の庶務は、福祉課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。